

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	<p>【予定であり、変更することがあります。】</p> <p><実証事業選定まで> 令和7年4月11日 ～5月上旬 5月中旬</p> <p><実証事業選定後> ～令和8年1月末 令和8年2月～3月</p> <p>公募締切 実証事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。） 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。） 事業計画書作成後、実証事業実施。 事業実施報告書作成・提出 実証事業終了後経費精算・報告 →実証事業実施者へ経費支払い（精算払い） 実証成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）</p>
2	全体		今回の公募（令和7年3月3日～令和7年4月11日）終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で二次募集の予定はありませんが、補助事業を4月下旬公募開始で予定しています
3	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	5件程度を想定しています。
4	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。 国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり12百万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。
5	全体		調査事業と補助事業の両方に申請することは可能ですか。	可能です。
6	Ⅱ. 募集内容等	本事業での言葉の定義	「コア期間」とはどのような意味か。	デジタルノマド向けのイベント等の短期的な取組により集中的に誘致する期間を本事業で「コア期間」といいます。
7	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	どのような組織が応募主体になれるか。	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、地域振興を目的とした民間事業者や団体、協議会等の組織
8	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	民間事業者等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。
9	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	趣意書の作成において、首長決裁や公印が必要になるか。	担当課長等、事業に直接かわる部署の確認が取れていれば問題ありません。公印も不要ですので、エクセルの様式に沿って記入の上、ご提出ください。
10	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か。	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費のみ分けが明確であれば申請は可能です。
11	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「受入前及び滞在中の支援が英語等で対応できるコミュニティマネージャー」とは、どのような人材か。	受入前や滞在中に、デジタルノマドからの多様な問合せや要望に対応できる人材を想定しています。申請時に人物の特定は必要ではありません。また資格等の証明書の提出は要件とはしておりません。事業実施時に、適切な対応ができる人材の選任をお願いします。
12	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	デジタルノマドの受入宿泊施設は、「キッチン付宿泊施設やコリピング」でなくてもいいか。	モニターツアーの実証に適当不都合が無く、デジタルノマドのニーズに沿った宿泊施設であれば問題ありません。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
13	Ⅱ.募集内容等	1. 申請条件	「デジタルノマドの受入地域に関する条件」は全て満たさなければならないか。	事業で造成する滞在プログラムのモニターツアー実施前までに、全て満たしていただくことが必要となっています。
14	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする等の民間事業者等又はそれらによる組織・団体・協議会」とあるが、組成割合に指定はあるか。	組成割合に指定はありません。
15	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	デジタルノマドの招聘については、最低招聘人数や招聘回数などの条件はあるのか。	最低招聘人数や回数の条件はありません。但し、デジタルノマド誘致に向けた効果検証が可能なモニターツアーであることを求めます。
16	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	招聘するデジタルノマドに条件はあるのか。	具体的にデジタルノマドの条件や定義を設けるものではありませんが、実施するプログラムへのフィードバックが可能な人材を想定しています。
17	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	招聘するデジタルノマドとして、日本在住の方は支援対象となるか。また、外国人と日本人の比率の制限はあるか。	デジタルノマドの特性を鑑み、一時的な居住地にはこだわりません。また外国人と日本人の比率についても特に制限はございません。
18	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	造成するデジタルノマド向け滞在プログラムは、期間等の条件はあるのか。	条件はありません。地域の誘客戦略、ターゲットニーズに沿ったプログラムの造成を行って下さい。
19	Ⅱ.募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	「誘客戦略に即した事業目標(KPI)」とはどのようなものを想定していますか。	誘致人数、滞在期間、消費額等を想定していますが、地域の誘客戦略に即したものを設定して下さい。
20	Ⅱ.募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	通年期間の受入環境及び体制整備として、必ず行わなければならないことがあるのか。	継続的なデジタルノマドの受入に向けて、特定のイベント期間だけでなく、通年で受入可能な環境や体制の整備に資する取組を行って下さい。具体的には、通年で参加可能な滞在コンテンツの企画及び訪日前の問合せに対応可能な人材の配置やWEBページの開設等を想定していますが、地域の事情・誘客戦略にあった取組を行ってください。
21	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	デジタルノマド受入に必要な人材とは、どのような役割の人材を想定しているか。	デジタルノマドと地域住民とをつなぎ、円滑なコミュニティの組成に貢献可能なコミュニケーション能力を持っている方、デジタルノマドの生活ニーズや多様な要望に対応可能な方を想定しています。
22	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	「モニタープログラム終了後の滞在・周遊先の把握に加え、個人ブログやコミュニティ内で発信される情報を確認すること。」とあるが、頻度はどのように考えればいいのか。	頻度の指定はありませんが、滞在先・周遊先の把握は2回程度を想定しています。入手した情報は、観光庁への事業報告の他、今後のマーケティングへの反映をご検討ください。
23	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	モニターツアーの実施において、旅行業の資格は必要か。	事業にて実施する内容、募集手法により異なります。必要な資格、許認可は取得してください。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
24	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	全国対象に行う各地の実態・意向調査や一括での情報発信実験は本事業の対象となるか。	調査事業や情報発信のみの事業は対象となりません。公募要領記載の「募集する実証事業の内容」全て行っていただく必要があります。
25	Ⅱ. 募集内容等	3. 伴走支援者について	申請主体者が独自に伴走支援者を設置した場合、支援に関わる費用は事業者負担とあるが、支援は受けられないという理解か。	当該費用はモデル実証経費として精算が可能です。
26	Ⅱ. 募集内容等	3. 伴走支援者について	伴走支援者はどのような方が選定されているか。	デジタルノマドの誘客に向けて、専門的な知見を有する者を想定しています。
27	Ⅱ. 募集内容等	4. 実証事業に不随する業務	観光庁にて作成するアンケートとはどのようなものか。	デジタルノマドの誘致に向けて、施策を計画する際の参考となる資料を考えています。事業採択後、内容が決まり次第お知らせします。
28	Ⅱ. 募集内容等	5. (3) 申請前の各種調整等について	必要な許認可について、申請は行ったがその結果が出ていない場合も申請可能か。	申請は妨げませんが、実証事業に選定された後に許認可がされなくなることとならぬよう、許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。
29	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	プログラムの中で実施する交流会への参加に必要な費用は支援対象となるか。	交流会の運営に係る費用のみ対象となります。
30	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「デジタルノマドの滞在支援」に必要な経費として、相談窓口の人件費、コワーキング施設の利用時間の延長に係る人件費も支援対象となるか。	既存のサービスでなく、新たに実証する事業期間内のサービスであれば、対象となります。
31	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	支援対象となる事業に「デジタルノマドの招聘、モニターツアーの実施」とあるが、航空券代は対象外等の条件はあるか。	特に制限はありませんが、事業全体の経費を鑑みて合理的な範囲として下さい。
32	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	支援対象となる事業に「誘致を目的としたデジタルノマドが集まるイベント等への参加」とあるが、海外で開催されるデジタルノマド向けイベントへ参加するための費用も支援対象となるのか。	支援対象となります。
33	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURLをご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001585213.pdf
34	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「借料及び損料」について、本事業の実証事業においてワーケーションプログラムの実施する際に、借り上げる必要がある土地や建物の借料は経費計上が可能か。	事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
35	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	消耗品費とは概ねいくら程度のものまでになるか。	単価5万円以下で企業や組織において、資産計上されないもの（減価償却対象とならないもの）を指します
36	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	対象外経費に「招聘するデジタルノマドへの謝金等の経費」とあるが、渡航費用や宿泊費用は支援対象外か。	渡航費用や宿泊費用は支援対象です。招聘にあたっての謝礼や労働に対する対価などにあたる場合は対象外となります。
37	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。また、事業の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の再委託はできません。また経費の全額を一者に委託することもできません。
38	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	再委託費に上限はあるか。	上限はありません。ただし、自治体を除き再委託費が過大になる場合には委託内容や委託の内訳についての説明を求めることがあります。
39	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	日本国外の会社と連携して委託先とすることは可能か。	委託先については、国内外の制限はありません。
40	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
41	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	事業期中の中間精算はあるか	中間精算は実施せず、事業完了後の一括清算を想定しています
42	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められません。
43	Ⅱ. 募集内容等	8. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で作成したウェブサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。
44	Ⅱ. 募集内容等	8. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で制作したウェブサイト等を令和7年度以降も継続して利用する場合、運営費等の経費は令和7年度分のみ計上可能との理解で相違ないか。	令和7年度分（令和8年3月31日まで）ではなく、経費計上期間の令和8年1月31日までの経費を計上可能とします。
45	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということでもありません。
46	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>複数地域での広域的な取組については、連続した日程である必要があるか。	別日程で行うことを妨げるものではありませんが、どのような連携を行う取組なのか明確にしてください。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
47	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>に「③日本企業への具体的な投資やビジネスにつながるアイデアが計画に含まれていること」とあるが投資とはどのようなものを想定しているか。	デジタルノマド同士・デジタルノマドと地域住民間の交流に拠るイノベーションを期待します。イメージとして、新規事業の創出、ベンチャーキャピタルの誘致、外国人留学生の国内の定着化等を想定しています。
48	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>に「④海外を本拠地とするデジタルノマド50人以上を誘致する大規模な取組であること」とあるが一回のイベントで50名以上を誘致することが対象なのか。	事業期間内での複数の期間での誘致でもかまいません。延べ人員で判断します。
49	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	採択にあたり、実施地域は地方が優遇されるのか。	地方誘客は観光施策の重要なテーマとなっておりますが、最終的には申請いただいた事業内容により判断をさせていただきます。
50	Ⅳ. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和7年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。
51	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。	お見込みのとおりです。
52	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようになるか。全額支払いなしになるのか。	経費計上期間は、原則として令和8年1月31日までとしております。個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありません。この場合でも、対象期間内までに実証を完了出来なかった場合は、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
53	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	既存の取組に係る経費も対象となるのか。新規の取組限定か。	既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
54	Ⅳ. 留意点	5. その他	「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和8年1月31日までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和7年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。）。	実証事業の成果物とは、公募要領「Ⅱ. 募集内容等」の「4. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。